

知的所有権登録総局

(スーダン)

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 S D. I
委 任 状	附属書 S D. II
様式No. 6 (更新請求)	附属書 S D. III

略語のリスト

国内官庁：知的所有権登録総局（スーダン）

P A： 1971年特許法

P R： 1981年特許規則

指定（又は選択）官庁 SD	知的所有権登録総局 （スーダン） 国内段階に入るための要件の概要	概 要 SD
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	アラビア語又は英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
国際出願の写しを要求されるか？	されない	
国内手数料 ¹	通貨：スーダン・ポンド（SDG） 出願手数料…………… SDG 50	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	なし	
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） ^{2, 3}	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ⁴ スーダン国内の通信用あて名（ただし、代理人による代理の場合には不要）	
誰が代理人として行為できるか？	1983年法律専門職法又はこれに代わる法律に基づきスーダンにおいて認可された弁護士 スーダンにおいて認可された公認会計士 スーダンの大学卒業かこれと同等の学位を有するスーダンの国民 特許の分野において少なくとも5年の経験を有するスーダンの国民	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （PCT規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 特別の要件の一覧については、引き続き国内官庁の確認を要する。

4 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

SD. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

PR Rule 9

SD. 02 手続言語

手続言語は、公用語の1つ（アラビア語又は英語）である。必要であれば、国内官庁は出願人に外国語の使用を認める。国内官庁は、その外国語を理解することができない場合、アラビア語又は英語による翻訳文を提出するよう出願人に要求することができる。

PA Sec. 16

SD. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書SD. I に概説されている。

PA Sec. 12(3)

SD. 04 委任状

委任状を提出して代理人を選任しなければならない。見本は附属書SD. II に示されている。

PA Sec. 25

SD. 05 年 金

PR Rule 6(2)

特許付与後、特許を有効に維持するために年金を支払わなければならない。年金は特許付与の各年の応当日が支払期日となる。期日までに出願人が年金を支払わなかった場合、期日から6箇月以内であれば遅延支払のための割増料を伴い支払うことができる。支払は、附属書SD. III に示す様式No. 6による更新申請を伴わなければならない。年金の額は附属書SD. I に示されている。

PR Rule 7

SD. 06 公告手数料

出願人は、特許付与通知を受領した後、通知に定められた期間内に公報への公告手数料を支払わなければならない。手数料の額は附属書SD. I に記載されている。

PCT Art. 28

SD. 07 出願の補正及びその時期

41

国内段階において出願について次の修正が可能であるが、出願の主題が拡張されないことを条件とする。

PR Rule 15

(i) 特許付与決定まで：出願のすべての部分の補正

PR Rule 15

(ii) 時期を問わず（特許付与後であっても）：誤記の補充。誤記が出願人の責任に帰すものであれば、補充は手数料の支払（附属書SD. I 参照）を条件とする。

PCT Art. 25

SD. 08 P C T 第25条の規定に基づく検査

PCT Rule 51

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。P C T 第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、決定の受領日から15日以内に、その決定に対して上訴することができる。15日の期間延長請求が可能である。ハルトゥーム地方裁判所が上訴について決定する。

PCT Art. 24(2)

SD. 09 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

48(2)

国際段階又は国内官庁に対する手続において出願人が期間を遵守することができず、それによって出願人の権利が不利益を受ける場合、出願人は自己の権利回復又は遵守されなかった義務を国内官庁が放棄するよう請求することができる。請求は書面で国内官庁に対して行い、期間を徒過した理由を示し、それを裏付ける証拠を添付しなければならない。

手 数 料

(通貨：スーダン・ポンド)

国内（出願）手数料.....	50
公開手数料.....	15
各年についての年金	10
年金遅延支払の割増料	20
誤りの訂正手数料	20

手数料の支払方法

手数料はスーダン・ポンドによってCentral Bank of Sudan の知的所有権登録総局（スーダン）の口座に支払わなければならない。

POWER OF ATTORNEY

I (We)

(Name and address)

do hereby authorize

to represent me(us) as applicant(s)
in all proceedings related to the processing

☐ of all my(our) patent applications

☐ of international application No.

(check the applicable box)

before the Attorney General's Chambers, Commercial Registrar General's Office and to make or receive
payments on my(our) behalf.

Place:

Date:

Signature:

FORM No. 6 (PATENTS)

ATTORNEY GENERAL'S CHAMBERS
COMMERCIAL REGISTRAR GENERAL'S OFFICE
P.O. Box 744
Khartoum
Sudan

THE PATENTS ACT, 1971

Application for the Annual Renewal of a Patent
under Section 25(1) of the Act

To the Patents Registrar,

With reference to the patent No., I have the pleasure to enclose the sum of,
representing the annual fee prescribed for the renewal of the patent under Section 25(1) of the Act.

Signature

The number of the granted patent shall be indicated.